

発議第 4 号

飛騨市議会議員政治倫理条例について

飛騨市議会政治倫理条例の制定について、飛騨市議会会議規則（平成 16 年飛騨市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により提出する。

令和 8 年 7 月 2 日提出

飛騨市議会 議会改革等調査特別委員会
委員長 前川 文博

提案理由

政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行を確かなものとし、もって飛騨市議会基本条例の趣旨の実現に寄与するため。

飛驒市議会議員政治倫理条例

（目的）

第1条 この条例は、政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行を確かなものとし、もって飛驒市議会基本条例（平成23年飛驒市条例第28号）の趣旨の実現に寄与することを目的とする。

（議員と市民の責務）

第2条 議員は、市民全体の代表として、自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使して、特定の個人や自己の利益を図ってはならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を自ら解明し、市民に対し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

4 市民は、主権者であるという自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準の遵守）

第3条 議員は、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

(2) その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。

(3) 市が行う処分、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定若しくは行政指導又は市及び市の関係団体が行う補助金その他の給付の決定若しくは請負その他の契約に関して、その地位を利用して不当に特定の者に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。

(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

(5) 市職員の人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）に関して、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけをしないこと。

(6) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する寄附以

外の寄附を企業、団体、個人等から受けないこと。議員の後援団体（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）にあっても、同様とする。

- (7) 地方自治法第92条の2の規定を遵守すること。
- (8) その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (9) 議員としての発言又は情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (10) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用し、又は第三者等に伝達しないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）等反社会的勢力に関与しないこと。
- (12) 誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なう現実的なおそれがある行為を行わないこと。

（宣誓書の提出）

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

（政治倫理審査会の設置等）

第5条 第9条に規定する審査請求に基づく審査をするため、飛驒市市議会基本条例第24条の2に規定する、飛驒市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は6名の委員で組織し、任期の始めの会議において選任するとともに、議員の任期中その任にあたるものとする。

3 委員の選任は、議長が指名するものとする。

（審査会の会長等）

第6条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員の責務)

第8条 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査請求権)

第9条 公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定により、直近の選挙人名簿の登録が行われた日において飛驒市の選挙人名簿に登録されている者（以下「市民」という。）又は議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準（以下単に「政治倫理基準」という。）に違反していると疑うときは、議員にあっては2名以上、市民にあっては10名以上の者の署名により、議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。ただし、市民が申立てをしようとする場合は、議員1名以上の紹介を要するものとする。

- 2 前項の規定により議員が審査請求をする場合は、署名する議員は2以上の異なる会派（飛驒市議会基本条例第5条に規定する会派をいう。）に属する者で構成されていなければならない。ただし、会派がない場合は、この限りでない。
- 3 審査請求は、当該違反を疑う行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 審査請求は、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）の任期の開始前に行われた行為を対象としてすることができない。ただし、現に議員の地位にある者が、その地位を汚すような重大な行為を過去に行っていたことが判明し、議員としての適格性や資質を著しく欠き、議会に対する市民の信頼を著し

く損なうと認められるときは、この限りでない。

（審査請求書の提出）

第10条 審査請求は、別に定める審査請求書及び証拠説明書、前条第1項に規定する人数を満たす署名を記載した別に定める署名簿並びに審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料（以下「審査請求書等」という。）を提出して行わなければならない。

2 地方自治法第74条第7項に規定する期間は、審査請求書の提出及び署名を求めることはできない。

（議会運営委員会への諮問等）

第11条 議長は、前条の規定により提出された審査請求書等が飛騨市議会事務局の事務所（以下「事務所」という。）に到達したときは、速やかに当該審査請求の適否の審査について議会運営委員会に諮問しなければならない。

2 議長は、審査請求書等が形式上の要件に適合していないときは、前項の規定による諮問をする前に、当該審査請求を行った者（以下「審査請求人」という。）に対し、おおむね10日間の期間を定めて補正を求めなければならない。

3 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査請求を却下することができる。

(1) 前項の規定により補正を求められた者が補正に応じないとき。

(2) 前項に規定する期間内に補正がなされないとき。

4 議長は、前項の規定により却下をするときは、その旨を決定し、審査請求人に対し、別に定める審査請求却下通知書により通知しなければならない。

（議会運営委員会における審査請求の審査）

第12条 前条第1項の規定による諮問を受けた議会運営委員会は、審査請求の適否について審査し、議長に答申しなければならない。

2 議会運営委員会の委員が審査請求人又は審査対象議員である場合は、当該委員は前項の規定による審査に加わることができない。

（審査請求の政治倫理審査会への付託）

第13条 議長は、前条の規定による答申を受けたときは、その答申を十分に参酌して、審査請求の審査を審査会へ付託するか否かの決定をしなければならない。

2 前項の規定による審査請求の審査を審査会へ付託しないことの決定は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができる。

- (1) 審査請求の対象となる事実が政治倫理基準に違反しないことが明らかであるとき。
 - (2) 審査請求の対象となる事実が過去に審査が行われた事実と実質的に同一であるとき。
 - (3) 審査請求の内容がこの条例の目的に適合しないとき。
- 3 議長は、第1項の規定による決定をしたときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

(政治倫理審査会における審査請求の審査)

第14条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求のあった政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、審査請求人、審査対象議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査請求人は、会長が必要と認めたときに限り、審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を追加して提出することができる。
- 4 審査会は、第1項の規定による審査を行うため、専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(審査対象議員の協力義務)

第15条 審査対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、及び会議に出席しなければならない。

- 2 審査会は、審査対象議員が審査に協力せず、又は虚偽の報告等をしたときは、その旨を公表するものとする。

(審査対象議員の意見陳述)

第16条 審査会は、審査対象議員に対し、意見陳述の機会を与えないならない。

- 2 前項に規定する意見陳述の機会において、審査対象議員は、会長の許可を得て補佐人を同席させることができる。
- 3 審査対象議員は、会長に対し、審査請求書等及び審査会が当該審査に関して作成し、又は収集した資料の閲覧を求めることができる。この場合において、会長

は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 4 審査対象議員は、意見陳述の機会が与えられるまでの間、審査会に対し証拠資料等を提出することができる。

(審査の終了)

第17条 審査会は、審査が終了したときは、その審査結果を文書で議長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。

- 2 審査会は、審査対象議員が議員の身分を失ったときは、審査を終了する。ただし、必要と認めた場合は、審査を継続することができる。

(審査結果の報告及び通知)

第18条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、議会運営委員会に報告するとともにその全部又は一部を速やかに公表し、審査請求人及び審査対象議員に通知しなければならない。

- 2 審査対象議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対して意見書を提出することができる。

- 3 議長は、前項に規定する意見書が提出されたときは、第1項の規定による審査結果の報告の公表と同一の方法で、当該意見書の全部又は一部を公表しなければならない。

(標準処理期間)

第19条 議長は、審査請求書等が事務所に到達した日から100日以内に、前条第1項の規定による通知をするよう努めるものとする。ただし、第9条第1項に規定する署名の審査を行う期間及び第11条第2項の規定により補正を求めている期間の日数は、算入しない。

(議会の措置)

第20条 議会は、第17条第1項の規定による勧告がされたときは、その勧告を尊重し、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 口頭注意 議長が審査対象議員に対し口頭で注意すること。
- (2) 文書による戒告 議長が審査対象議員に対し文書で戒告し、及び当該戒告文書を公表すること。

- (3) 議場における陳謝の勧告 議長が審査対象議員に対し議場において陳謝すべきことを文書で勧告し、及び当該勧告文書を公表すること。
 - (4) 一定期間の出席自粛の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する出席自粛勧告決議案を提出すること。
 - (5) 議員辞職の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する議員辞職勧告決議案を提出すること。
 - (6) その他議会が必要と認める措置
- 2 議会は、前項に規定する措置を講じたときは、その事実を本会議で報告するとともに市民に公表し、及び審査請求人に報告しなければならない。
 - 3 議会は、審査会の勧告と異なる内容である措置を講じたときは、前項の規定による公表及び報告において、異なることとなった理由を示さなければならない。
 - 4 議会は、第1項第4号及び第5号に定める決議案が提出されたときはその審議の後に本会議において、第2項の規定による報告及び公表をするときはその報告及び公表の後にそれぞれ報告及び公表と同一の方法で、審査対象議員に意見表明の機会を与えなければならない。
 - 5 議会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (宣誓書の提出期限)
- 2 この条例施行の日において議員である者に対する第4条の規定の適用については、同条中「議員の任期開始の日」とあるのは「この条例施行の日」とする。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市議会政治倫理条例について
担当部	議会改革等調査特別委員会
提案理由	政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行を確かなものとし、もって飛騨市議会基本条例の趣旨の実現に寄与するため。
制定改廃の根拠等	飛騨市議会会議規則（平成16年飛騨市議会規則第1号）第14条の規定による、市議会独自の制定
条例の概要	【制定の背景等】 議会改革等調査特別委員会において、議会基本条例の見直しを行うなかで、飛騨市議会議員政治倫理規範及び飛騨市議会政治倫理審査会規程を整理統合し、条例に格上げすることを決定した。特別委員会で作成した原案について委員以外の全議員の意見聴取を実施し、原案を委員会発議によって令和8年6月議会に上程することを委員会で議決した。 【制定の概要】 第3条 議員が守るべき政治倫理基準13項目を規定 第4条 宣誓書提出の義務付けを規定 第5条から20条 政治倫理審査会に関する手続きを規定 第21条 同条例施行規程への委任を規定
市民への影響等	第9条で市民にも審査請求権があることを規定している。
施行日	公布の日
備考	この条例が施行された場合、飛騨市議会議員政治倫理規範及び飛騨市議会政治倫理審査会規程は別途に廃止の手続きを行う。